

2025年度 保険料の お知らせ

◆特例退職被保険者および任意継続被保険者制度の上限保険料

	2025年3月まで		2025年4月から	
保険料率	健康保険9.2%	介護保険1.7%	健康保険10.5%	介護保険1.7%
標準報酬月額	440千円(28等級)		440千円(28等級)	
保険料額	40,480円	7,480円	46,200円	7,480円

※特例退職加入者の皆様は、月額5,720円の増額となります。
 ※任意継続被保険者は、各々保険料が異なりますので、別途ご案内を郵送いたします。
 ※介護保険料は、40歳～64歳の被保険者本人または被扶養者家族が加入している場合に納付が必要です。
 ※上記保険料とは別に、引き落とし手数料や振り込み手数料は各自でご負担いただいております。

2024年12月2日以降 保険証は発行されません

マイナ保険証の登録はお早めに!

健康保険証は、2024年12月2日をもって交付終了となり、以降は、マイナ保険証[※]を提示して医療機関を受診することが原則となります。マイナンバーカードを取得していない方や健康保険証利用の登録がお済みでない方は、すみやかに申請・登録を行いましょ。

※マイナ保険証とは、健康保険証利用の登録が完了しているマイナンバーカードを指します。

健康保険証廃止後の受診方法

▶マイナ保険証で受診する

マイナンバーカードを健康保険証として使用するには健康保険証利用の登録が必要です。

【受付方法】

① カードリーダーにマイナンバーカードを置く



② 顔認証もしくは暗証番号を入力し、本人確認を行う

※カードリーダーの故障などで本人確認が行えない場合がありますので、念のため「資格情報のお知らせ」も携帯ください。

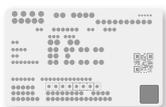


③ 各種情報提供の同意選択をする

▶健康保険証 または 資格確認書で受診する

健康保険証および資格確認書は、2024年12月2日以降もご使用いただけますが、**期限付き**です。

◆健康保険証



経過措置として、すでに交付されている健康保険証については、廃止後も最大1年間使用いただけます。
2025年12月2日以降はご使用いただけません。

◆資格確認書

健康保険証廃止後、**一定期間**はご使用いただけます。

資格確認書

健康保険証廃止後、マイナンバーカードを取得していない方などが、一定期間保険診療を受けられるよう、発行いたします。

対象者

- マイナンバーカードを取得していない方
- マイナ保険証での受診に介助者等のサポートが必要な方

送付時期

2024年12月2日以降

マイナンバーカードに関するお問い合わせはこちら

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

平日 9時30分～20時 土日祝 9時30分～17時30分(年末年始を除く)

紛失・盗難などによる一時利用停止は24時間365日受付

マイナンバーカードの健康保険証利用について
(厚生労働省)



健保情報誌 **WELL** Vol.65

発行：シャープ健康保険組合

〒581-8585 八尾市北亀井町3丁目1番72号

ホームページアドレス <http://kenpo.sharp.co.jp/>

- 健康保険の資格に関すること……………050-5530-3927
- 給付金等に関すること……………050-5530-3926
- 健診(従業員)に関すること……………050-5213-6591
- 健診(ご家族・OB)に関すること……………050-5530-3928
- 誌面に関すること……………050-5530-3925

